

捕獲枠の追加配分及び変更について

令和2年の捕鯨業における捕獲枠は、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①定置網で混獲された数（5か年平均）、②水産庁留保分を減じた数を漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-40.pdf>)

母船式捕鯨業におけるニタリクジラの捕獲量が、近々、当初配分された捕獲枠に達する見込みであることから、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」の範囲内で、上記の水産庁留保分を追加配分することと致します。

また、本年は母船式捕鯨業においてミンク鯨の捕獲を行わない予定となったことから、当初母船式捕鯨業に配分したミンク鯨20頭を0頭とします。

追加配分及び変更後の捕獲枠は以下のとおりです。

	捕獲可能量	当初		9/3追加	
		捕獲枠	水産庁留保分	捕獲枠	水産庁留保分
ミンククジラ	171	母船 20	12	母船 0	32
		沿岸 100		沿岸 100	
ニタリクジラ	187	150	37	187	0
イワシクジラ	25	25	0	25	0

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行っていきます。